

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-80:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-80 部：ファンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第 1 部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第二条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.101 22.102 22.102.1 22.102.2 22.102.3	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.101 照明器具を取り付ける手段をもつファンは、適切な端子及び内部配線をもっていなければならない。 22.102 天井扇の構造は、モータを取付けロッドに固定する器具の故障によって、使用者への傷害、又は周囲への損害の危険が生じない構造でなければならない。 22.102.1 天井扇には、つり下げシステムの故障前に電源から遮断する構造でなければならない。 22.102.2 天井扇は、つり下げシステムの故障後、ファンモータ及び羽根が 300 mm を超えて落下してはならない。また、ファンを電源から自動的に遮断する構造でなければならない。 22.102.3 天井扇は、一つ又は複数の止めねじによってロックしたねじ式ダウンロッドを介して、羽根及びモータをつ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-80:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-80 部：ファンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				22.102.4	り下げシステムに接続する構造でなければならない。 22.102.4 天井扇は、つり下げシステムが故障した場合、追加の通しボルト、止めワッシャ及びナットによって、落下距離が 75 mm 未満に制限するような構造でなければならない。	
				22.102.5	22.102.5 天井扇は、つり下げシステムの故障を防止するのに必要な全ての部品を、腐食に耐えるように、処理するか又はコーティングを施さなければならない。全ての固定ボルトは、振動によって緩んではならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 箇条 22.102  22.102.1  22.102.2	第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.102 天井扇の構造は、モータを取付けロッドに固定する器具の故障によって、使用者への傷害、又は周囲への損害の危険が生じない構造でなければならない。 22.102.1 天井扇には、つり下げシステムの故障前に電源から遮断する構造でなければならない。 22.102.2 天井扇は、つり下げシステムの故障後、ファンモータ及び羽根が 300 mm を超えて落下してはならない。また、ファンを電源から自動的に遮断する構造でなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-80:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-80 部：ファンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7  7.1        7.12	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 周囲温度が 40 °C を超える場所での運転を意図するファンには、周囲動作温度を表示しなければならない。 シースをもたないコードを用いる可搬形床上専用のファンには、次の趣旨を表示しなければならない。 警告：電源コードに重いものを載せたり、ファンで挟まない、 等 7.12 清掃目的のためにガードを取り外す旨の記載が取扱説明書にある場合、取扱説明書には、次の趣旨を記載しなければならない。 “ガードを取り外す前に、ファンの電源が遮断されていることを確認する。” 天井扇の取扱説明書には、次の趣旨の警告を記載しなければならない。 “警告：異常な首振り動作があった場合、直ちに天井扇の使用を停止し、製造業者、修理代理店又は適切な資格をもつ者に連絡する。” 天井扇の取扱説明書には、次の事項を記載しなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-80:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-80 部：ファンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				7.12.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>－保守サイクル及び保守方法</li> <li>－ファンの質量：キログラム (kg)</li> <li>－安全つり下げシステム装置の部品の交換は、製造業者、修理代理店又は適切な資格をもつ者によって実施する旨、等</li> </ul> <p>7.12.1 天井扇の据付説明書には、次の事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－つり下げシステムの取付けは、製造業者、修理代理店又は適切な資格をもつ者が実施しなければならない旨。</li> <li>－ファンは、羽根が床上 1.8 m を超える位置に設置しなければならない旨。</li> <li>－照明器具を取り付ける構造のファンの場合には、それに取り付ける照明器具のモデル名又は形式、等</li> </ul>	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.102.5  箇条 23 23.3	第 1 部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.102.5 天井扇は、つり下げシステムの故障を防止するのに必要な全ての部品を、腐食に耐えるように、処理するか又はコーティングを施さなければならない。 箇条 23 内部配線 23.3 首振り機構をもつファンは、100000 サイクルの往復動作を行った結果、異常を生じてはならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-80:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-80 部：ファンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.2 6.101	第 1 部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 6 分類 6.2 ダクト用ファンは、IPX2 以上でなければならない。 6.101 ファンは、気候条件に関して、次のいずれかでなければならない。 ー 温帯気候用 ー 熱帯気候用	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.8	第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 温度上昇 11.8 熱帯気候用ファンに対する温度上昇限度値は、規定する値を超えてはならない。 周囲動作温度を表示したファンに対する温度上昇限度値は、規定する値を超えてはならない。	
第七条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.1.1	第 1 部の第七条 1 号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 8 充電部への接近に対する保護 8.1.1 E14 ランプホルダは、電球の挿入又は取外しのとき、電球口金の充電部との接触に対する保護が確実でなければならない。	
第七条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 27	第 1 部の第七条 2 号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 27 接地接続の手段	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-80:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-80 部：ファンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第2号 続き				27.3	27.3 ブラシの摩耗によって充電部ブラシの接続ができなくなり、ファンの運転が停止した場合であっても、接地極に接続されたブラシによって接地接続を維持しなくてはならない。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.8  箇条 22 22.101	第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 温度上昇 11.8 熱帯気候用ファンに対する温度上昇限度値は、規定する値を超えてはならない。 周囲動作温度を表示したファンに対する温度上昇限度値は、規定する値を超えてはならない。 箇条 22 構造 22.101 照明器具と関連する内部配線は、適切な絶縁をもたなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.8	第1部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 温度上昇 11.8 熱帯気候用ファンに対する温度上昇限度値は、規定する値を超えてはならない。 周囲動作温度を表示したファンに対する温度上昇限度値は、規定する値を超えてはならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度となら	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11	第1部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 温度上昇	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-80:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-80 部：ファンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条 続き		ないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。		11.8	11.8 熱帯気候用ファンに対する温度上昇限度値は、規定する値を超えてはならない。 周囲動作温度を表示したファンに対する温度上昇限度値は、規定する値を超えてはならない。	
第十一 条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 20.101 20.102 箇条 21 21.101	第 1 部の第十一条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.101 ファン羽根は、ガードで保護しなければならない。 20.102 床上扇又は卓上扇の首振りヘッドの動きによって、挟み込まれたり、けがをしたりする危険があつてはならない。 箇条 21 機械的強度 21.101 ファンモータの軸に沿って、ファンのガードに押し込み力及び引張り力を加える。その後、検査プローブを用いて力を加えたとき、危険な運動部に触れてはならない。	
第十一 条第 2 項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 21 21.102	第 1 部の第十一条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 21 機械的強度 21.102 天井扇は、十分な強度をもっていなければならない。規定された試験の実施によって、あらゆる安全つり下	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-80:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-80 部：ファンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き					げシステム装置を含む、つり下げシステムは、破損してはならない。ファンには、いかなる損傷があってはならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部の規定による。）	
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条 19 19.7	箇条 19 異常運転 19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。（第 1 部の規定による。）	
第十五 条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十五 条第 2 項	始動、再始動及び停止による危	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、	■該当 □非該当		第 1 部の第十五条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-80:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-80 部：ファンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五 条第2項 続き	害の防止	又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。		箇条 24 24.101	箇条 24 部品 24.101 ダクト用ファンに組み込まれている温度過昇防止装置は、非自己復帰形でなければならない。	
第十五 条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六 条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10  箇条 19	箇条 10 入力及び電流（第 1 部の規定による。） 機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があってはならない。  箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。	
第十七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.11	箇条 19 異常運転 19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品におけ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-80:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-80 部：ファンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七 条続き		する構造であるものとする。		19.11.4  箇条 29	<p>る任意の 2 端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障状態を起こした場合であっても、炎、熔融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定の値を超えてはならない。（第 1 部の規定による。）</p> <p>19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。（第 1 部の規定による。）</p> <p>箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁（第 1 部の規定による。）</p> <p>機器は、受ける可能性がある電氣的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。</p>	
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7  7.14	箇条 7 表示、及び取扱説明及び据付説明  7.14 表示は、容易に判読でき、かつ、耐久性があるものでなければならない。（第 1 部の規定による。）	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-80:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-80 部：ファンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 非該当</p>	<p>箇条 7</p> <p>7.1</p>	<p>箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明</p> <p>7.1 扇風機及び換気扇 [産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置をもつ浴室用のものに限る。）の機能を兼ねる換気扇を除く。] は、次の趣旨を表示しなければならない。</p> <p>－製造年</p> <p>－設計上の標準使用期間（標準的な使用条件の下で用いた場合に安全上支障なく使用することができる標準的な期間として、設計上設定された期間）</p> <p>－“設計上の標準使用期間を超えて用いた場合、経年劣化による発火・けが等の事故に至る可能性がある。”旨</p>	
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 非該当</p>	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-80:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-80 部：ファンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第2号 続き		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十 条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十 条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-80:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-80 部：ファンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第4号 続き		示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。				